

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則及び広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月27日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第12号

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則及び広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則

(広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(4) 法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

第2条第2項第8号中「第30条の3」を「法第30条の3」に改め、同条の次に次の2号を加える。

(9) 法第30条の7第1項の規定による命令

(10) 法第30条の10第1項の規定による命令

(広島県公安委員会決裁規則の一部改正)

第2条 広島県公安委員会決裁規則(平成22年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「暴力団の」を「暴力団、特定抗争指定暴力団等及び特定危険指定暴力団等の」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第53号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。